

すまいる住宅登録事業における家主謝礼の見直し

1 家主謝礼の概要

すまいる住宅登録事業では、「すまいる住宅」として登録された住宅に区が資格認定した高齢者等が入居した場合、家主に対して謝礼を支払っている。謝礼は、基本部分（1万円・固定）と加算部分（0～1万円・住宅設備に応じて変動）により構成されており、基本部分と加算部分の合計金額（最大2万円・月額）が実際に家主に対して支払う金額となる。

2 見直しの方針

社会経済情勢の変化等を考慮し、加算部分の内容を見直すことで、住宅登録を促進するとともに、住宅のバリアフリーを促進し、高齢者や障害者が住みやすい環境づくりを推進する。

3 見直し内容（案）

裏面のとおり

※下線部は変更又は追加した箇所

4 変更時期（案）

令和7年4月1日

(案)

別表（第14条関係）

提供する設備等の内容	加算金額
建物にエレベーターが設置されている。 ※ 登録住宅の階数は問わない。	2,600円
敷地境界から登録住宅入口までの動線上に手すりが設置されている。 ※ エレベーターが設置されている建物の場合、エレベーター内部は除く。	410円
浴室に手すりが設置されている。	410円
トイレに手すりが設置されている。	410円
玄関に手すりが設置されている。	410円
敷地境界から登録住宅入口までの動線がフラット化されている、又は当該動線上にある段差がスロープになっている。	680円
居室の玄関にスロープが設置されており、かつ、居室内がフラット化されている。	680円
洗い場側の床面から浴槽の縁までの高さが45cm以下である。	680円
玄関、トイレ又は居室内の扉がレバーハンドルである。	1か所当たり 410円
浴室戸が折れ戸又は引き戸である。	680円
玄関、トイレ又は居室内（浴室戸を除く。）の扉が引き戸である。	1か所当たり 680円
便器が洋式である。	1,000円
トイレが幅120cm以上、奥行150cm以上である。	370円
暖房便座である。	410円
温水洗浄便座である。	410円
浴室暖房器が設置されている。	1,380円
冷暖房設備が設置されている。	1台当たり 1,380円
入居者の死亡及び家賃の滞納等に対応するため、賃貸住宅管理費用保険に加入している。	300円
3点給湯方式である。	1,380円
IH調理器が設置されている。	790円
車椅子や椅子に座った状態で使用できる流し台又は洗面台である。	1,000円
蛇口がレバーハンドル又は自動水栓である。	1か所当たり 270円
エレベーターに外部通報装置が設置されている。 ※ 登録住宅の階数は問わない。	260円
エレベーターに地震時管制運転装置が設置されている。 ※ 登録住宅の階数は問わない。	410円
エレベーターに停電時自動着床装置が設置されている。 ※ 登録住宅の階数は問わない。	410円
専有面積が25㎡以上である。	660円
昭和56年6月以降に着工した建築物又は耐震診断により安全性が確認された建築物である。	710円